

議第150号

山形県名誉県民の称号を贈られる者の選定について

次の者を山形県名誉県民の称号を贈られる者に選定することについて、山形県名誉県民条例（平成5年3月県条例第3号）第3条の規定により、同意する。

石 坂 公 成

提 案 理 由

石坂公成氏を山形県名誉県民の称号を贈られる者に選定するため提案するものである。

議第151号

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんの申立てについて

県は、次によりあっせんに申し立てるものとする。

1 申立人

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 相手方

東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役社長 小 早 川 智 明

3 申立ての趣旨

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故により平成27年度及び平成28年度に放射線対策等に要した費用として県が損害賠償を請求した金315,288,204円（以下「損害額」という。）のうち支払いについて同社と合意しない額として金207,273,755円並びに損害額に対する請求日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払うよう和解のあっせんに求める。

4 申立ての理由

東京電力ホールディングス株式会社は、損害額及び遅延損害金について、その全額を支払うことに応じていない。

5 申立て先

東京都港区西新橋一丁目5番13号

原子力損害賠償紛争解決センター

提 案 理 由

東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所の事故に基づき生じた損害賠償の和解のあっせんに申し立てるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案するものである。